

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年6月23日(2016.6.23)

【公表番号】特表2015-517693(P2015-517693A)

【公表日】平成27年6月22日(2015.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2015-040

【出願番号】特願2015-514138(P2015-514138)

【国際特許分類】

G 02 B 6/38 (2006.01)

【F I】

G 02 B 6/38

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月28日(2016.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

正面、後面、ならびに前記正面および前記後面の間に有り表面を有する側壁を有するボディであって、前記正面および前記後面の間に長手方向に延在するボディであって、該長手方向にソケット内に挿入される様に構成されたボディ；

前記ボディの前記後面に接続され、前記側壁の前記表面を越えて、前記長手方向とは垂直方向に延在する平面状の背面プレートであって、取り外し工具の先端部を受け入れるための複数の孔を備える平面状の背面プレート；ならびに

各孔に隣接する前記側壁の一つにある溝であって、取り外し工具の先端部を孔に通して受け入れ、前記溝を介して前記先端部の方向を案内するための溝；を備え、

前記平面状の背面プレートにある前記複数の孔のうちの1つは、ロック構造を形成するために、前記平面状の背面プレートにある前記複数の孔のうちの他の1つとは構成が異なり、それによって、前記平面状の背面プレートにあるすべての前記孔を通るための前記ロック構造と適合する先端部を有する取り外し工具を必要とする：光ファイバコネクタプラグ。

【請求項2】

前記平面状の背面プレートおよび前記ボディにある光ファイバコネクタ口内に位置する光ファイバケーブルを収容するためのブーツ；ならびに

前記光ファイバコネクタプラグの前記後面で引っかかり防止ガイドとして機能するために、前記ブーツの表面と前記平面状の背面プレートの外縁との間に形成される斜面；をさらに備える、請求項1に記載の光ファイバコネクタプラグ。

【請求項3】

前記光ファイバコネクタプラグの前記平面状の背面プレートにある前記複数の孔の前記ロック構造と合致する複数の先端部を有する取り外し工具；

をさらに備える、請求項1に記載の光ファイバコネクタプラグ。

【請求項4】

前記取り外し工具にある前記先端部のうちの1つは、前記平面状の背面プレートにある他の孔とは構成が異なり、前記先端部の前記構成は、前記平面状の背面プレートにある前記孔の構成と合致し、それによって前記取り外し工具はその特定の光ファイバコネクタプラグにロックされることができるとともに、前記先端部をすべて前記平面状の背面プレ

トにある前記孔に通すことができる、請求項3に記載の光ファイバコネクタプラグ。

【請求項 5】

前記側壁は、前記光ファイバコネクタプラグを結合アダプタ内に固定するラッチアームを受け入れるための、前記長手方向とは垂直方向のノッチを備える、請求項1に記載の光ファイバコネクタプラグ。